号外第五十九号

日

平成二十九年

十一月二十一日

火

曜

附

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

目 次

条 例

○地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法 :

条例 のあらまし

0 員会条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(医務課) 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価委

- 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、次の条例について規定の整理をすることと
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例
- 山梨県公立大学法人評価委員会条例
- 2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

条 例

会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価委員

平成二十九年十一月二十一日

山梨県知事 後

藤

斎

山梨県条例第三十六号

委員会条例の一部を改正する条例 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価

次に掲げる条例の規定中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

- 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例(平成二十一年山梨県条例第
- 二 山梨県公立大学法人評価委員会条例 (平成二十一年山梨県条例第五十号) 第一条

報 号 外 第五十九号 平成二十九年十一月二十一日

Щ

梨

県

公

発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第五十九号
]目六番一号	平成二十九年十一月二十一日
印刷所 (株)	一月二十一日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	